

(新)

東松山都市計画区域区分の変更

東松山都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「総括図表示のとおり」

都市計画区域面積	約16,359ha
市街化区域面積	約1,902ha
市街化調整区域面積	約14,457ha
備考	
<変更分>	
市街化区域への編入	約19.9ha
都市計画区域面積	約16,352ha → 約16,359ha
市街化区域面積	約1,883ha → 約1,902ha
市街化調整区域面積	約14,469ha → 約14,457ha

※上記の面積は、平成27年都市計画基礎調査の結果に基づくものである。

— 理由 —

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 東松山市美原町地区について、県道行田東松山線、市道第3664号線、市道第12号線、県道大谷材木町線の整備に伴い区域区分の境界の位置が変更されたため、市街化区域及び市街化調整区域に編入するものです。
- (4) 吉見町大和田地区について、次の①～③の理由により市街化区域へ編入するものです。
 - ①吉見町内における企業立地需要の高まりにより、新たな産業基盤が必要とされている
 - ②上位計画である「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉見町都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区に位置づけられている
 - ③公的開発（県企業局施行）により計画的な市街地整備の実施が確実である

(旧)

東松山都市計画区域区分の変更

東松山都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

2. 規模

都市計画区域面積	約16,352ha
市街化区域面積	約1,883ha
市街化調整区域面積	約14,469ha
備考	
<変更分>	
市街化区域への編入	約4.6ha
市街化調整区域への編入	—
市街化区域面積	約1,878ha → 約1,883ha
市街化調整区域面積	約14,474ha → 約14,469ha

※広域都市計画圏のフレームについては別紙による。

※上記の面積は、平成22年都市計画基礎調査の結果に基づくものである。

— 理由 —

花見台工業団地拡張地区については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

(新)

【 参 考 】

広域都市計画圏のフレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

人口フレーム：圏央道広域都市計画圏、工業フレーム：埼玉県広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏のフレーム

○人口フレーム

Table with columns: 広域都市計画圏名, 都市計画区域名, 市町村名, 都市計画区域内人口 (平成27年, 令和12年), 市街化区域内人口 (平成27年, 令和12年), 保留フレーム.

○工業フレーム

Table with columns: 広域都市計画圏名, 都市計画区域名, 市町村名, 総生産額 (製造業+物流業) (平成27年, 令和12年), 保留フレーム.

(旧)

【 別 紙 】

広域都市計画圏のフレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

圏央道広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏のフレーム

Table with columns: 広域都市計画圏名, 都市計画区域名, 市町村名, 都市計画区域内人口 (平成22年, 平成37年), 市街化区域内人口 (平成22年, 平成37年), 保留フレーム, 総生産額 (製造業+物流業) (平成22年, 平成37年), 保留フレーム.